

逗子市立池子小学校 いじめ防止基本方針

R5年4月

【いじめ防止基本方針 策定の目的】

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもある極めて重要な課題である。逗子市立池子小学校いじめ防止基本方針は、逗子市いじめ防止基本方針等に基づき、本校の全職員が「いじめはどの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない」という考えに基づき、学校全体で取り組むべき課題として「いじめ防止基本方針」を策定した。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。（平成26年神奈川県いじめ防止基本方針より）

【いじめ防止のための基本姿勢】

- ①「いじめは絶対許さない」という認識を共有する
- ②保護者・地域・関係機関と連携をする
- ③互いに認め合う、また援助的、親和的な学級・学校を目指す
- ④自他の「いのち」を大切に、決していじめをしない心を育む教育活動に取り組む
- ⑤すべての子どもが安心できる環境と居場所をつくる

【未然防止】

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、学校づくりを行っていく。

体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取り組みの改善を図る。

【早期発見・早期対応】

全教職員が児童の小さな変化やSOSを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、いじめ問題を発見した時には複数の教職員で的確に関わり、いじめを認知する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、教職員が積極的に児童の情報交換と情報共有をする。

【重大事態への対応】

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 被害児童や保護者から重大事態に係る申し出があったとき

- 4月 いじめ防止基本方針の確認
相談窓口の周知（懇談会等）
- 4月 （1年生、特別支援学級）保護者個人面談
- 5月1月 拡大支援委員会
- 6月11月 心のアンケートの実施
- 7月12月 保護者個人面談（12月1年生は希望者のみ）
- 毎週 学年ブロック会議で情報共有
- 毎月 職員会議後児童理解研修で情報共有
校内支援委員会ケース会議
- 通年 ・児童会活動での異学年交流
・職員研修（学級・授業づくり、SC研修等）
・SC・SSW巡回チームの定期的な校内巡回
・管理職・Coの日常的な校内巡回

《池子小学校いじめ防止会議》

- いじめを認知した時に随時開催
- 校長・教頭・Co・当該、関係児童の学級・学年担任が参加
（必要に応じて養護教諭・児童指導支援部教諭（特別支援学級担任含む）SCやSSW等外部の関係機関が参加）
- ・いじめの相談
- ・いじめに関する情報収集・記録・共有
- ・いじめに関する事実関係の聴衆・指導支援体制・対応方針の検討
- ・保護者との連携

逗子市立池子小学校 いじめ発生時の対応基本マニュアル

対応時の基本姿勢

⇒

確かな情報

情報の共有

初動の迅速さ

当事者への配慮

いじめの発見！（いじめの把握）

- ◇児童・保護者からの訴え
- ◇周りの子どもからの相談
- ◇担任・学年・教職員の気づき
- ◇こころのアンケート等の記述
- ◇SC・SSW巡回チーム各関係機関からの情報提供
- ◇学童・フレスク指導員からの情報提供

法律上の軽微ないじめ

「心身の苦痛を感じた行為」全て
 ≪例≫善意で行ったもの、悪意なく行ったもの、
 衝動的に行ったもの 等

対応基本手順

- (1) 事実確認
 - ・心身に苦痛を感じた児童から
 - ・関係した児童及び周囲の児童から
- (2) 指導
 - ・その場で、状況に応じて必要な調整、指導等
- (3) 報告
 - ・学年、Co、校長・教頭に**適宜報告**
 - ・報告を受けた学年、Co がいじめ認知の判断
 - ※「社会通念上のいじめ」の疑いがある場合は「社会通念上のいじめ」として認知する
- (4) 保護者に**適宜報告**・説明
 - ・いじめ行為を受けた児童の保護者へ状況報告・説明
 - ・いじめ行為を行った児童の保護者へ状況報告・説明
 - ※**状況に応じて「いじめ」という文言を使用しない**
- (5) その後の対応
 - ・児童見守りと声かけ ・情報共有 ・経過観察

発展

社会通念上のいじめ

社会通念上「いじめ」と認識されている行為
 ○児童・保護者から訴えがあったもの
 ○訴えはないが、被害者が、苦痛を感じる行為を故意に受けたと捉えたもの

対応基本手順

- (1) 情報収集⇒報告
 - ・速やかに学年、Co、**校長・教頭**に報告
- (2) いじめ防止会議の開催
 - ①事実確認の方法を検討
 - ・役割分担の確認
 - (誰が(原則二人以上)・いつ・どこで・誰に・どのように**聞き取り**、事実確認をするのか)
 - ②事実確認
 - ・いじめ防止会議参加者に報告
 - ・記録の共有・整理
 - (校長室キャビネット内ファイルで保管、Co ができるだけ速やかにデーター入力)
 - ③具体的な指導方針の検討
 - ・役割分担の確認
 - (誰が・いつ・どこで・誰に・どのような指導をするのか)
 - ・保護者への連絡の仕方について検討
 - ④保護者への連絡(**聞き取り**と状況や指導方針の報告)
 - ・被害児童及び加害児童の保護者に報告
 - ・関係保護者に具体的な対応方針等の理解を得る
 - ・個人解釈を交えず、経緯と事実を伝え、保護者の話を丁寧に**聞き取る**
 - ⑤指導と支援
 - ・加害児童・観衆や傍観者となった児童に対する指導
 - ・被害児童への心身のケアと見守り
 - ・関係児童(加害児童含む)への心身のケアと見守り
 - ⑥保護者への連絡(対応についての詳細な説明と承認)
 - ⑦その後の対応
 - ・情報共有 ・経過観察
 - ※校長が教育委員会に**適宜報告**をする

発展

重大事態の対応基本手順

逗子市教育委員会より

- ①調査組織の設置と決定
- ②調査方針の決定
- ③調査の実施
- ④情報提供
- ⑤調査結果のとりまとめ
- ⑥被害児童への情報提供
- ⑦調査結果を学校設置者に報告
- ⑧調査結果を踏まえた対応